

11月は児童虐待防止推進月間

きこえるよ 耳をすませば

心のさけび



11月は児童虐待防止推進月間

子どもを虐待から守るための5か条
「おかしい」と感じたなら迷わず連絡
「しつけのつもり・・・」は言い訳
ひとりで抱え込まない
親の立場より子どもの立場
虐待はあなたの周りでも起こりう

児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題です。

虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要とされています。

□問い合わせ 子育て支援課（内線150・太田）、東濃子ども相談センター
TEL 0572 23 1111代

家庭裁判所のかかわり

児童相談所では、保護者から虐待を受けている子どもの安全のため、子どもを児童福祉施設に入所させたり、里親に委託したりすることなどを家庭裁判所に求めます。（児童福祉法28条事件）

家庭裁判所は、保護者、子ども、子どもにかかわる人たちから話を聞くなどして、施設への入所が良いかどうかを判断しています。児童虐待は緊急性の高い問題のため、速やかに手続きが行われるように努めています。

「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情」は、裁判所ウェブサイトでご覧になれます。

<http://www.courts.go.jp/about/siryozinukuhou.html>



オレンジリボン

このリボンには子どもへの虐待を防止するというメッセージが込められています。

主な内容

文化の窓	2～3	医療情報トピックス	9
スポーツ情報	4～5	健康ガイド	10～11
子育てのひろば	6～7	お知らせ	12～19
月刊eニュース	8	12月の相談	20